

家畜衛生だより

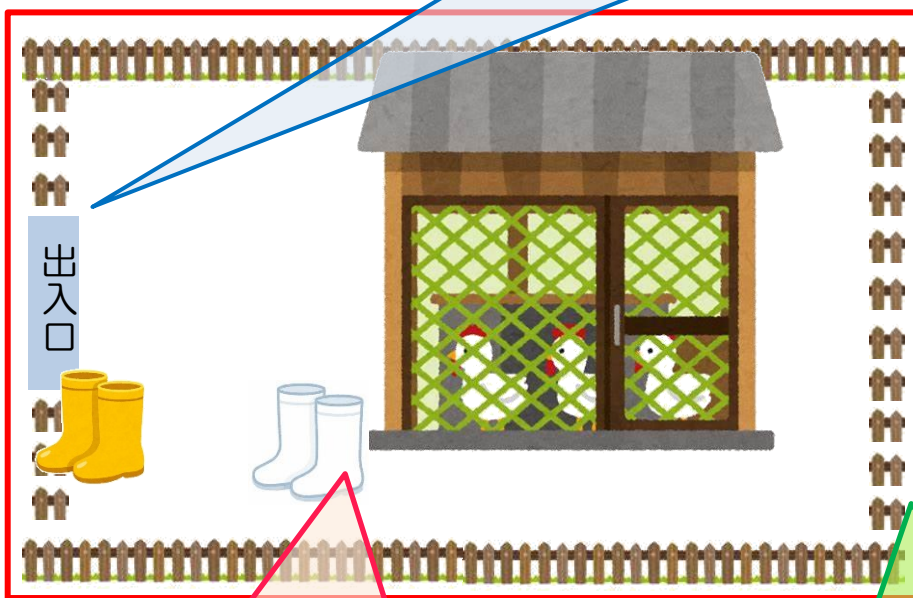
飼養衛生管理基準の自己点検をお願いします

今シーズンは、令和2年11月5日の香川県での高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）の発生以降、14県34農場で発生が確認されており、全国的にHPAIの発生リスクが極めて高いと考えられます。このため、別紙の項目について自己点検の実施し、自己点検の結果を令和3年1月14日までに家畜保健衛生所に御報告くださいますよう、よろしくお願いいたします。

自己点検の確認ポイント

衛生管理区域

- 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
- 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用
- 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等



- 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等
- 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用

- 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕
- ねずみ及び害虫の駆除

飼養衛生管理基準とは？

家畜の所有者が守らなければならない衛生管理の基準のことです。家畜伝染病予防法では家きん1羽以上飼育している方に飼養衛生管理基準の遵守を義務付けています。

別紙の報告用紙を御確認ください！



(別紙)

宛先：埼玉県川越家畜保健衛生所 家畜防疫担当

TEL：049-225-4141

FAX：049-226-9653

メール：r2541411@pref.saitama.lg.jp

回答者氏名

連絡先電話番号

飼養衛生管理基準の自己点検チェック表

チェック欄には、遵守していれば「○」、していなければ「×」、該当しなければ「-」を記入してください。

項目	チェック欄
衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	
衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用	
衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等	
家きん舎に立ち入る者の手指消毒等	
家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用	
野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕	
ねずみ及び害虫の駆除	

※令和3年1月14日までに、FAX、メール又は電話にて御回答ください。